

調整控除額 33万円×5%=16,500円

税源移譲後
 所得税 1,190,000円×5%=59,500円
 個人住民税 1,520,000円×10%-16,500円=135,500円
 ☆調整控除
 <所得税(国税)+個人住民税(地方税)> 計195,000円

税源移譲前
 所得税 1,190,000円×10%=119,000円
 個人住民税 1,520,000円×5%=76,000円
 <所得税(国税)+個人住民税(地方税)> 計195,000円

《例》 給与収入500万円(給与所得346万円)の方(夫婦、子2人)の場合は

人的控除	所得税	個人住民税	差
社会保険料	50万円	50万円	0円
配偶者	38万円	33万円	5万円
一般扶養	38万円	33万円	5万円
特定扶養	63万円	45万円	18万円
基礎	38万円	33万円	5万円
計	①227万円	②194万円	33万円(イ)

課税所得金額	給与所得346万円-①	給与所得346万円-②
	119万円	152万円(ロ)

152万円>33万円 (イ)と(ロ)を比較→(イ)の人的控除額の差の合計額の方が少ない

(3) 定率減税の廃止 平成19年度から廃止

平成18年度は、住民税所得割額の7.5%相当額(上限2万円)を控除していましたが、平成19年度から廃止されます。〈所得税は平成19年分から廃止〉

(4) その他 平成20年度から適用

①住宅ローン控除の創設
 住宅ローン控除による所得税の減税額が減少する場合は、その分を翌年度の住民税で減額します。(平成11年から平成18年までに入居した方)
 ②地震保険料控除の創設

これまでの損害保険料を地震保険料に改め、支払った保険料の2分の1(最高2万5千円)の額を所得から控除します。〈所得税では5万円・平成19年分から適用〉

※お問い合わせは 税務課市民税係 ☎53-8412

年末調整説明会のお知らせ

給与支払者(源泉徴収義務者)の方々を対象に、平成18年分の年末調整説明会を開催します。

日時 11月21日(火)

- ① 9:30~11:30
- ② 13:30~15:30

場所 七尾サンライフプラザ 中ホール

※お問い合わせは 七尾税務署 ☎52-3381

平成18年度「納税者感謝の集い」開催

日時 11月14日(火) 13:30~
 会場 七尾市役所 201会議室
 内容
 ・納税活動組合功労者表彰式
 ・「税に関する標語」入賞者表彰式
 ・講演会「くらしと税金と相続税と遺産分割」
 石川県金融広報アドバイザー
 税理士 野島 浩美氏

※お問い合わせは 納税課 ☎53-8413

毎年11月11日~17日は、『税を考える週間』です。

今年も、「少子・高齢社会と税」を週間テーマとして、少子・高齢社会における税の意義や役割などについて考えていただくための情報提供と、税務行政のIT化への取組に対する理解を深めていただくための、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進及び周知」を重点的に取り組みます。

○「税を考える週間」関連行事

小中学生の「税に関する作品」の展示
 展示期間 11月10日(金)~11月17日(金)
 展示会場 ミナ・クル3階(駅前再開発ビル)

税理士による無料税務相談

日時 11月11日(土) 10:00~15:00
 (12:00~13:00を除く)
 会場 ミナ・クル3階(駅前再開発ビル)

納税表彰式

日時 11月17日(金) 15:00~
 会場 七尾市役所201会議室